

令和4年4月から6月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
<p>たばこ販売店前の喫煙所</p>	<p>歩いただけで受動喫煙だと感じるほど、たばこ店前の喫煙者の煙が気になる。マスクを外して数名が喫煙しているため、人通りにも影響がでている。灰皿の設置場所や設置時間などを決め、取り締まってほしい。自宅にいても、近所のたばこ店から煙が入り、窓を開けることができない。</p>	<p>たばこ販売店頭の喫煙や歩きたばこから発生する煙による受動喫煙を心配されるお気持ちお察いたします。市では、「ふじみ野市路上喫煙の防止およびまちをきれいにする条例」を制定し、路上喫煙禁止区域を設けるとともに公共の場所を対象に制限を行っており、私有地の灰皿については、効力が及ばないのが現状であります。しかしながら、たばこから発生した煙は、公共の場所や私有地を区別なく流出することから市としても大変苦慮しているところでございます。そのような中、喫煙者のマナー向上を促すため、「ポイ捨ておよび路上喫煙防止キャンペーン」を実施しているところでございます。引き続き、さまざまな媒体を活用し啓発活動に粘り強く努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	<p>環境課</p>
<p>図書館利用カードの提出先</p>	<p>ふじみ野市立図書館条例施行規則第5条には「図書館資料の貸出しを受けようとするものは、ふじみ野市立図書館利用カード交付申請書(様式第1号)に記載する事項を証明する書類等を添付又は提示の上、教育委員会に提出してふじみ野市立図書館利用カード(様式第2号)の交付を受けなければならない。」と規定されている。「教育委員会」という部分は指定管理者制度を導入した場合、「指定管理者」に読み替えが求められる。指定管理者制度の導入により、例えば大井総合支所周辺に引越して来た人や文京学院大学の学生が、本庁舎にある教育委員会へ足を運ばずに大井図書館で利用者カードの交付を受けられるようになり大変便利になった。私が利用カードの発行申請をしたのは、2010年10月。市に指定管理者制度が導入されたのは、2015年10月(上福岡図書館に導入)で、利用者カードを手にした時期は、図書館が市直営の時期に当たる。しかし、私は教育委員会へ足を運ばず、大井図書館で利用者カードの交付を受けることができた。当時条例施行規則に反し大井町図書館で利用カードが交付されていたことを教育委員会が承知していなかったとは考えられない。当時の大井図書館員及び教育委員会が意図的かつ恒常的に図書館条例施行規則第5条に反する条例違反を行っていたことを意味すると存ずる。その背景には図書館条例施行規則第5条の規定内容が非現実的な不合理な内容であることを図書館員並びに教育委員会が認識していたからではないか。そもそもなぜ利用カードの申請書を教育委員会に提出しなければならないのか。市民の便が考慮されていると思えない。教育委員会で利用カードの申請手続きを行わせることの必然性には疑問を覚える。</p> <p>図書館条例施行規則第4条、第5条3項、5項、第6条、第7条の2、第7条2項、3項、第10条2項、3項、第11条、第12条、第12条2項、第16条2項～5項、第18条、22条2項については、市直営の場合、本来ならば「教育委員会」の権限で行うことが望ましい事項であるにせよ例えば「館長」へ権限移譲のうえ「館長」に分掌させても宜しいのではないか。市直営時の利用者の利便性と図書館業務の効率化の観点からも条文の見直しの必要性を覚える。条文の再考をお願いします</p>	<p>利用カードの交付についてですが、指定管理者制度導入以前より両図書館で利用カードを交付しております。指定管理者導入以前のふじみ野市立図書館条例施行規則第5条では「図書館資料の貸出しを受けようとするものは、ふじみ野市立図書館利用カード交付申請書に記載する事項を証明する書類等を添付又は提示の上、館長に提出してふじみ野市立図書館利用カードの交付を受けなければならない。」との規定を設けておりました。令和2年度から大井図書館、上福岡図書館の両館において指定管理者制度を導入することとなったことから、同施行規則を改正し、「館長」を「教育委員会」に改めております。</p> <p>教育委員会は地方自治法における執行機関であり、実務については市直営の場合は補助機関（執行機関の事務執行を補助するための機関）である教育委員会事務局職員（図書館職員も含まれます）が担い、指定管理者制度導入の場合は「指定管理者」への読み替え規定（ふじみ野市立図書館条例第13条）により指定管理者が実務を行います。これにより、現在も市直営時と同様に、利用者には不便がかからないよう、図書館の開館日、開館時間中に図書館窓口にて利用カードを交付しております。</p> <p>指定管理者制度の導入にあたっては、市民サービスを向上することは必須であります。市直営時の利便性はより一層の向上を図り、あわせて図書館業務の効率化も進めてまいります。</p>	<p>社会教育課</p>

令和4年4月から6月

ご提案要旨	市からの回答	担当課	
<p>大井図書館でのリファレンス業務の改善案</p>	<p>レファレンス用紙の準備について…現在レファレンスを依頼する際、専用の依頼用紙がないため口頭で依頼内容を説明し、館員がメモを取りながら依頼内容を記録している。そのため回答と依頼内容が異なることがある。申込用紙があれば依頼内容と回答内容の違いを指摘できるので、今後は紙でのやり取りができるよう改善してほしい。</p> <p>レファレンス受付専用カウンターの設置について…レファレンスの内容によっては利用者のプライバシーに関わることもある。他の利用者から離れた場所に専用カウンターを設置することを提案する。</p>	<p>ご提案を受け、レファレンス受付の際には、利用者の方から依頼内容を伺い、図書館員がレファレンス内容を記した記録票を作成し、その内容について利用者にご確認していただいた上で回答させていただきたいと思っております。利用者の依頼内容に沿ったご案内ができるよう、努めてまいります。</p> <p>また、レファレンス受付専用カウンターの設置についてですが、ご指摘のとおり、利用者のプライバシーに関する内容を依頼される場合もあります。現状では専用カウンター（独立型）を設置することは難しい状況です。なお、プライバシー保護について、図書館員への研修を強化し、意識向上を図ってまいります。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>公園や道路の設備</p>	<p>西ノ原中央公園など、各公園で遊具の撤去後に新しい遊具が設置されない状況が続いている。老朽化などの事情であれば、子供たちの安全確保の面でありたいが、各公園で遊具が減る一方で、子供たちの遊びの場が減少している。各公園の遊具の新設・再設置を検討いただきたい。また、自宅付近の道路に街灯が少ないため、事故防止・事件抑止のためにも街灯の拡充をご検討いただきたい。</p>	<p>まず公園遊具の設置についてのご要望にお答えいたします。</p> <p>西ノ原中央公園につきましては、老朽化したローラースライダーなどを撤去し、大型すべり台および小さなお子様向けのすべり台を新たに設置し、また、県道沿いの遊具につきましては、点検の結果に伴い撤去させていただきました。赤土原公園につきましては、梯子形の遊具および砂場を撤去し、新たに柵付きの砂場を設置したところでございます。公園の施設につきましては、遊具だけに限らず、ベンチや照明施設なども含め、安全点検の結果や各公園のバランスを考慮しながら改修や更新を行っておりますが、全体的に老朽化が進行しており、ご指摘のとおり設置より撤去が先行している状況にあります。</p> <p>今後につきましては、自治会、公園愛護会および地域の方々のご意見を参考に、子供たちの居場所となるような公園整備にこれからも努めてまいりますので、今後ともご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。</p> <p>続いて、道路の防犯灯についてのご要望にお答えいたします。</p> <p>本市住宅地内の市道における防犯灯は、おもに東京電力やN T Tの柱に設置しております。また、平成29年度からの事業におきまして、これらの灯具のLED化を終えております。</p> <p>恐れ入りますが、ご提案する具体的な場所を、防犯灯の管理等を所管しております、道路課交通安全係（電話049-257-5221）までご連絡いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、防犯灯の設置につきましては、農作物への生育被害や、民家の寝室に光が差し込むことによる睡眠障害が発生することにより、設置できかねることもございますので、御理解いただけますようお願い申し上げます。</p>	<p>公園緑地課</p>

令和4年4月から6月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
<p>図書館利用カードの提出先利用者カード紛失時の対応について</p>	<p>ふじみ野市立図書館における利用者カード紛失時にふじみ野市立図書館条例施行規則第5条5項と異なっている点に関して提案する。</p> <p>現状では利用カード紛失時に図書館カウンターでその旨を申告し、利用者カードの再発行のような手続きを済ませても利用者カードは2カ月経過後でないと再発行してもらえない。</p> <p>ふじみ野市立図書館条例施行規則第5条5項では指定管理者へ申告すれば良いことになっており、2カ月経過後でなければ利用者カードを再発行しない旨の条文は記載されていない。旧上岡岡市・大井町の条例や施行規則を調べたが、2カ月の猶予期間に関する記述は存在しなかった。</p> <p>図書館ホームページの利用案内では2カ月間の猶予期間について記載があるが、これは私が令和3年12月に社会教育課へ問い合わせるまでは、紛失時はカウンターで再発行の手続きしてくださいといった内容が記載されていた。</p> <p>指定管理者がいう規則がどのような資料に定められているか大井図書館で調べていただいたところ、再発行の申請後2カ月間の猶予期間後でないと利用者カードを再発行しないとといった規則の存在は確認できなかったと回答があった。更に、推測の域をでるものではない、という前置きにつけ、この規則は上岡岡図書館で平成6年から導入されたようであると説明があった。</p> <p>レファレンス結果並びに調査結果から、利用者カード紛失申請後2カ月間の猶予期間を設定する旨の成文化された規則は実在せず、今日に至っていると推測する。しかし少なくとも大井図書館では2カ月間の猶予期間の設定を「規則である」としか利用者へ説明していない。カード紛失者の理解を得られる説明を希望する。</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）平成15年7月17日では、地方自治法第244条の2第4項関係として、業務の範囲としては指定管理者が行う業務について、その具体的範囲を規定することを示唆している。それにもかかわらず条例に定めのない運用が規則の名のもとに指定管理者により遂行されているのは、それ自身が地方自治法並びに総務省通知に反する違法行為に該当するのではないか。このように図書館の運用とふじみ野市立図書館条例施行規則の内容にずれが生じていることは健全ではない。</p> <p>そこで①条例施行規則に仮カードの発見に係る条文を追加し、2カ月の猶予期間を設定する。②現状の条例規則を修正する意思がないのであれば、正当な根拠に基づかない仮カードを廃止する。③第三の方法で条例施行規則と運用の間に生じている乖離を解消する。</p> <p>図書館が規則に固執するのであれば、仮カード発行枚数と2カ月間の猶予期間中に発見された紛失カード枚数の統計をとり、その効果の見える化を図ると同時に紛失したカードを発見した場合に関する正当な根拠に案内された規則も利用者に公開してほしい。</p>	<p>利用者カード紛失時の再交付の規定につきましては、ふじみ野市立図書館条例施行規則第5条第5項に、再度申請書を教育委員会に提出する旨のみを記載しております。</p> <p>現在、2カ月間の猶予をお願いしている理由としましては、紛失を理由に再発行しても、後日すぐにカードが見つかり、どれが有効な利用者カードか分からなくなってしまうことが多く、かえって利用者の方が混乱してしまう状況があり、また、利用者カードの再交付には経費がかかるため、仮カードでの対応をさせていただいております。利用者カード再交付にあたっては条例に定められた範囲内の運用をしているところです。</p> <p>今後、利用者の利便性を考慮したうえで、規則に基づいた利用者カードの再交付の運用について再検討してまいりたいと思います。</p>	<p>社会教育課</p>

令和4年4月から6月

ご提案要旨	市からの回答	担当課
<p>幼稚園預かり保育料無償化の申請書類</p>	<p>幼稚園の預かり保育利用料を無償化するためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があり、認定事由（保育の必要性）の内、「就労」で認定を受けている方については、一日4時間かつ週4日かつ月64時間以上就労していること、という基準があります。</p> <p>子ども・子育て支援法では、無償化費用の公正かつ適正な支給を行うため必要な範囲で保護者に保育の必要性の確認に関する報告書類を求めることが可能とされておりますので、本市では請求時に「就労時間を書く紙⑥」のご提出をお願いしております。</p> <p>また、他市ではそのような書類は提出しないとのことですが、幼稚園の預かり保育は、保育の必要性（就労など）がない（無償化対象ではない）方も利用できるため、本市では無償化対象ではない利用の方と区分けするためにもご提出いただいております。</p> <p>省略することや様式を変更することは難しい状況ですが、就労時間を記載する部分については、シフト表（勤務時間がわかるもの）の実労働日に印（色など）を付けて添付する方法やタイムカード、勤怠表の写しを添付する方法でも受理することができますのでご検討ください。</p> <p>今後とも市民の皆様のご意見やご提案を頂きながら、手続きの簡素化・効率化などを随時行い、皆さまが子育てがしやすいまちを目指して参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>保育課</p>
<p>公園遊具</p>	<p>西ノ原中央公園の遊具につきましては、令和2年度から令和3年度にかけて、古くなってしまったローラースライダーなどの複合遊具を撤去し、ローラースライダーに代わる大型すべり台と、小さな子供向けのすべり台を新しく整備しました。また、公園内の反対側にありました複合遊具につきましては、古くなってしまい安全にご利用いただくことが難しくなってしまったため、撤去させていただいたところでございます。</p> <p>公園には、遊具だけではなくベンチや照明、またトイレなど色々な施設があり、それぞれの施設について定期的に安全点検を行い、その結果や他の公園とのバランスを考えながら改修や更新を行っておりますが、全体的に老朽化が進行している施設が多く、残念ながら撤去のみを先行して行わなければならない場合もございます。</p> <p>今後につきましては、自治会、公園愛護会、地域の方々および新しい遊具を楽しみにしている子供達のご意見を参考に、魅力ある公園整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。</p>	<p>公園緑地課</p>
<p>保育園のオムツ廃棄について</p>	<p>子どもがかびら保育園に通っている。入所前の説明では、オムツは園で廃棄する予定だったが、廃棄に予定以上の廃棄料がかかるため、家庭持ち帰りになってしまった。感染症予防や職員の負担軽減など家庭持ち帰りとする保育所の利点は理解できるが、子育て世帯にオムツ廃棄料の負担は厳しい。市内保育所のオムツ廃棄を可能にするか、市で補助してほしい。</p> <p>現在、保育所を含む民間事業所から排出されるオムツ（以下「紙おむつ」）については、水分を多く含む多量の紙おむつの焼却炉への影響などを考慮し、ふじみ野市の環境センターでの受け入れは行っておりません。そのため、保育所が紙おむつを処理するためには、民間の廃棄物処理事業者に依頼することとなります。</p> <p>せっかくのご要望ではありますが、先述のとおり市環境センターでは、事業者からの紙おむつの受け入れを行っていないため、ご要望にお応えすることはできません。</p> <p>また、市から保育所への補助についてですが、紙おむつの処理については、保育所だけでなく高齢者施設など紙おむつを取り扱うすべての事業者に公平な対応が必要な事案であり、また、新たな財政負担が生じることになるため、現時点では、現状のとおり保護者による持ち帰りまたは保護者一部負担による保育所での処理を継続していただきたいと考えております。</p> <p>今後とも市民の皆様のご意見やご提案を頂きながら、皆さまが子育てしやすいまちを目指して参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>保育課</p>

令和4年4月から6月

ご提案要旨		市からの回答	担当課
市民との電話対応への品質向上を目的とする会話内容の録音	<p>市職員の電話対応マナーは丁寧で、問い合わせた内容に対して分かりやすい説明をもらい感謝している。しかし、残念なことにごく一部の職員に、会話が苦手な方がいるようで、ストレスを覚えることがある。そのストレスにより、恥ずかしい話だが声を荒げ、叱責してしまったこともある。</p> <p>そこで、市民と職員双方の円滑なコミュニケーションの向上に役立てることを目的に、民間企業の多くで採用されているように電話のやり取りを録音することを提案する。</p>	<p>電話対応する職員は、お問い合わせの市民の方に対し、正確かつ丁寧な説明をすることが求められております。それができていない職員がいたとのこと、まずはお詫び申し上げます。一方、市民の方からのご意見やお問い合わせの中で、意思疎通や解決が困難な事例も少なからずございます。</p> <p>しかしながら、通話を録音する行為は特定の個人が識別できることから、そのデータは個人情報に該当し、その保管や利用方法など、行政ではより多くの慎重さが求められます。</p> <p>ご提案のとおり、通話を録音することは、民間事業者の多くが実施していることから双方の円滑なコミュニケーションの向上に役立つことと思います。今後ますますその重要性が増すことが予想されますので、さまざまな角度から検討してまいりたいと思います。</p>	市民総合窓口課
ペットのフン尿	<p>福岡中央公園ではペットの出入りが制限されていない。毎日午後になると、公園内に愛犬家が集まり犬を遊ばせているが、ペットのフン尿は、公園で遊ぶ子どもたちにとって衛生上大問題ではないか。</p> <p>市内でも、東久保中央公園ではペットの立ち入りが禁止されており、ペットを遊ばせている人は見かけない。同じ市内の公園で対応が違うのはどうなのか。</p>	<p>公園内のペットの排泄物については、飼い主の方に適切に処理していただくようお願いしており、看板、市報およびホームページなどさまざまな方法で周知を行っておりますが、一部のモラルのない飼い主により、残念ながら公園内に排泄物が放置されてしまっており、対応に苦慮しているところでございます。</p> <p>ご指摘のとおり、ふじみ野市内の公園においては、一部の公園を除き旧上福岡地域と旧大井地域とでペットに関するルールに差異がございます。旧上福岡地域では公園などにペットを入れることを禁止しておりませんが、旧大井地域では、公園などにペットを入れることを禁止しております。これは、合併時にそれぞれの地域性を尊重し、それぞれのルールを統一せずに残したものでございます。</p> <p>今後につきましても、保育園児や小さい子供達が安心して遊べるよう、市、自治会、公園愛護会等のさまざまな団体と連携し、飼い主へのルールの周知を図ってまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。</p>	公園緑地課
遊水施設の稼働	<p>新型コロナウイルスの流行で数年間休止している遊水施設を、ことしは稼働してほしい。</p>	<p>昨年につきましては、7月から9月にかけて、埼玉県においてまん延防止等重点措置および緊急事態宣言が発令されたことにより、市民の皆さまの安全を最優先とし、感染拡大防止のため残念ながら遊水施設の稼働を中止とさせていただきます。</p> <p>最近ではマスクの取扱いを含め規制が緩和され始めてきていることから、できる限り市民の皆さまが楽しめる空間の確保に努めたいと考えております。遊水施設の稼働につきましても、規制の緩和や近隣自治体の稼働の予定も考慮しながら、近日中に判断いたします。</p> <p>市としましても、遊水施設が子どもたちの貴重な遊び場・水遊び体験の場であることは認識しておりますので、以前のように子どもたちが楽しそうに遊ぶ姿を見られるよう、稼働に向けた検討をしてまいりたいと思います。</p> <p>なお、遊水施設稼働の有無につきましては、決まり次第市ホームページにてお知らせいたします。</p>	公園緑地課

令和4年4月から6月

ご提案要旨	市からの回答	担当課
<p>児童館を土日に開館してほしい</p>	<p>雨の日でも安心して小さな子どもを連れて遊べる場が欲しい。児童館を土日にも開館してほしい。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>児童センターの対応</p>	<p>東児童センターで主催されたイベントに、小学生の子どもが参加した。子どもの様子を見たかったが、入り口の扉が閉まっていたので、扉横の窓から見ていた。同様の保護者が多く集まり、密になってしまったため、センター職員へ扉を開放してほしいと伝えた。</p> <p>職員からは、家族の目から離れた所で行なうイベントのため扉は開放しない、と断られた。では窓も塞ぐべきではないかと伝えると、そうなのですが…と曖昧な返事だった。外の窓から見ようとしたが、部屋の暗幕が閉められて見えなかった。暗幕を閉めた理由は眩しいからだと言われたが、そこまで眩しくはなかった。単なる嫌がらせとしか思えない。</p> <p>見学ができない場合は事前に説明し、徹底するべきだ。また、家族の目を離れてのイベントは学校が役割を担っており、児童センターでする必要はない。親に見せられないことをしているのではないかと。意見を聞いて改善しようという気持ちがなく、意見を言う人に嫌がらせをし、言い訳をして歩み寄ろうともしない対応が、市の方針だ。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>2025問題および2030問題へのふじみ野市の取り組み</p>	<p>本市では、団塊の世代のすべての方々が75歳以上となる2025年まで高齢化率は25%で推移し、その後上昇に転じ団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には30.1%となることを見込まれます。</p> <p>平成12年の介護保険制度の創設以来、計画期間を3年間とする「高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画」を策定し、現在第8期計画となっています。</p> <p>この第8期計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）では、2025年・2040年問題も視野に入れ、基本理念を「みんなで支えあいつまでもすこやかに暮らせるまち」として、保健・福祉・介護サービスに取り組んでいます。</p> <p>また、今年度・来年度の2か年で、第9期計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）を策定する予定となっています。</p> <p>一方、本市では、市内を4つの圏域に分け、高齢者とそのご家族を支援する相談窓口として「高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）」を設置し、介護・医療・福祉の相談を受けています。お困りのことがありましたら、高齢者あんしん相談センターに相談いただくことをお勧めします。</p>	<p>高齢福祉課</p>

令和4年4月から6月

ご提案要旨	市からの回答	担当課
公園の電灯	<p>先日、政府がこの夏において、燃料供給の不安や発電所の復旧が進んでおらず、電力が不足する恐れがあることを踏まえ節電要請を行いました。本市においても節電に向けた対応を今まで以上に取り組んでいるところでございます。</p> <p>公園の電灯につきましては、基本的にはタイマーの設定時間による点灯および周囲の明るさを感知するセンサーによる点灯、この2つの条件が揃った際に点灯する仕組みとなっております。ご指摘のとおり、本来であればこの時期の夕方の明るさでは、点灯するには時間的に早いと思います。ご指摘を受け、西中央公園の電灯につきまして担当課が調査したところ、明るさを感知するセンサーおよびタイマーの故障が確認できました。</p> <p>ご指摘により施設の故障に気付くことができ、心より感謝申し上げます。現在、修理を手配しておりますが、昨今の状況により部品の納期に期間を要しているため、復旧まで今しばらくお待ちください。</p>	公園緑地課
食品ロス削減に向けた1530運動	<p>1530運動（毎月15日はエコクッキングデー、毎月30日は冷蔵庫クリーンアップデー）の取り組みが、とても良い。エコクッキング教室や、食べきり写真館の活動を知り、もっと市民が参加し、それをPRすることで市をエコなまちとしてアピールできないか。</p> <p>余りやすい食材についてのアンケート調査や、レシピ案の募集、クリーンアップレシピの公開、エコクッキングやクリーンアップ料理の写真を募集しホームページで紹介したり独自のハッシュタグをつけてSNSへの投稿を呼びかけるなどアイデアがある。ぜひ取り組みをお願いしたい。</p>	環境課
むく鳥対策	<p>むく鳥の糞や鳴き声に不快な思いをされているとのこと、さぞかしお困りのことと思います。</p> <p>ご指摘いただきましたむく鳥につきましては、子育てをするこの時期に群れで行動する習性があり、最近では福岡中央公園前のスクランブル交差点付近から上福岡駅前までの街路樹に集まり、鳴き声による騒音や糞による被害が生じております。また、むく鳥の被害はふじみ野市だけではなく、埼玉県全域で起きており、他市町村でも対応に苦慮しているのが現状であります。</p> <p>ふじみ野市におけるむく鳥対策といたしましては、福岡中央公園前のスクランブル交差点付近を中心に、むく鳥が嫌がる周波数の音を発生させる装置を用いて、7月4日・6日にむく鳥の追い払いを実施いたしました。また、道路上の糞の清掃につきましても、7月6日にサンロードにて実施したところです。なお、福岡中央公園内の清掃は、シルバー人材センターに委託した上で定期的に行っております。</p>	環境課